

加古川市事務分掌条例の一部を改正する条例を定めることについて

1 基本的な考え方

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努め、内部組織の編成にあたっては、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分に配慮しなければならないとされています。

そのため、組織の編成にあたっては、その時々々の社会情勢や市民ニーズの変化に、よりの確に対応した組織となるよう、スリムな組織であることを基本とし、組織がより有機的に機能するように検討を続けています。

2 趣 旨

市民協働部においては、かわまちづくりの推進、マイナンバーカードの普及、部活動の地域移行など、設置当初に比べ解消すべき行政課題が増えるなか、組織の効率性に課題があります。

一方、防災部においては、警察や消防と日頃から連携して平時の備えをしており、同じく警察や消防と日頃から連携をしている生活安全課と、部として組織を一元化することで、連携がより高まる効果が期待できます。

このようなことから、組織規模の適正化及び安全・安心のまちづくりをより効果的に行うため部を再編します。

3 改正内容

生活安全課を市民協働部から防災部へ移管し、防災部の名称を防災安全部に改め、防災部及び市民協働部の事務分掌を変更します。

4 防災監の任務

防災監の基本的任務は、以下のとおりであり、組織再編後もその任務が変わるものではありません。

- (1) 防災監は、災害対応時の危機管理政策全般に対して全体の調整を行う。
- (2) 防災監は、各部門に対して、平時における災害対応等の予防対策や危機管理についての助言を行うとともに、災害発生時には市長及び副市長の命を受け、応急対策の実施を指揮監督する。

5 事務分掌

再編後の課の事務分掌は次のとおりです。現在の業務からの変更はなく、各課の負担が増加するものではありません。

防災対策課	生活安全課
① 国民保護法に関すること。 ② 突発的な緊急事態対策及び調整に関すること。 ③ 地域防災計画及び水防計画の策定に関すること。 ④ 自然災害対策に関すること。 ⑤ 災害に関する情報の収集・伝達に関すること。 ⑥ 職務の公正に関する調査及び調整に関すること。 ⑦ 内部通報制度に関すること。 ⑧ 審理員及び加古川市行政不服審査会に関すること。 ⑨ 避難行動要支援者支援制度に関すること。	① 市民の声の調整に関すること。 ② 市民相談及び外部公益通報等の受付に関すること。 ③ 来庁者の案内及び市政コーナーに関すること。 ④ 消費者保護に関すること。 ⑤ 消費生活センターに関すること。 ⑥ 犯罪被害者等の支援に関すること。 ⑦ 防犯に関すること。 ⑧ 見守りカメラ及び見守りサービスに関すること。 ⑨ 交通安全の教育及び啓発に関すること。 ⑩ 交通対策委員会及び交通安全対策会議に関すること。

6 組織再編の効果等

(1) 警察、消防との連携強化

防災、防犯ともに警察、消防との連携が重要であり、平時の際の警察、消防との連携部署が一元化することで、その連携がより強固となり、有事の際の連携がさらに円滑になります。

(2) 部の人員増によるスケールメリットを生かした災害時の体制及び機能強化

有事の際の支援受け入れ体制や市民相談機能の強化などの効果を想定しています。

以上